

北監第33号
令和4年10月19日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

財政援助団体等監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別紙

実施計画書

種別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

担当監査委員氏名

横山治・井野勝巳

対象事項及び範囲（別表）

令和2年度から令和4年度補助団体の活動状況と補助金等の支出について
(総務危機管理課・政策財政課所管・福祉子ども課所管・都市環境課所管)

実施期間

令和4年12月1日（木）9時30分から

実施場所

北方町役場 3階 委員会室

基本方針・着眼点

- ・補助金額は適正で、目的にしたがって事業効果をあげているか
- ・事務処理は適切か（申請、支払、事業・会計報告等）
- ・構成員は適切であり、その活動は十分行われているか
- ・担当者は書類等を適切に審査・管理しているか

提出資料

- ・各補助金の過去3年分の予算額・決算額一覧表 別紙様式 各3部
…11月25日までに監査事務局へ
- ・令和2年度から令和4年度関係資料
(交付申請書、指令書、実施報告書等)
…監査当日（前日午後）委員会室へ

出席依頼者氏名

- ・各補助事業事務局責任者
(当日監査委員から委員会室に隨時説明のためお呼びいたします)

北監第38号
令和4年12月21日

北方町長様

北方町代表監査委員 横山治

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

結 果 報 告 書

種 別

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 井 野 勝 巳

対象事項及び範囲

令和2年度から令和4年度の財政援助団体の活動状況と補助金等の支出について（総務危機管理課・政策財政課・福祉子ども課・都市環境課）

実施期間

令和4年12月1日（木）

実施場所

北方町役場 3階 委員会室

監査の結果

対象の補助金等について、申請、交付及び実績など関係書類の提出及び関係者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、以下の事項について検討されたい。

- 1 各団体が受ける請求書について、金額の積算根拠や請求の内容について今一度よく確認するように促してもらいたい。
- 2 団体の収入において会員が会費を納め、それが互助のためのものであるとき、事情により使われなかつた場合には会員に会費の返納をするか、繰り越して翌年度の会費分に充てるなどの柔軟性があつてもよいと思われる。
- 3 支出において銀行等の振り込み手数料について、支出科目や支出相手によっては、まとめ払いや現金支給などの方法によって節約できる部分もあると見受けられるので、実情を把握し指導されたい。